

旅館業法施行規則等の一部を改正する省令案について（概要）

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生課
食品監視安全課

1. 改正の趣旨

○ 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号。以下「一部改正法」という。）によって、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条の2の規定を新設する等の改正が行われ、事業譲渡による事業承継の手続が整備されることに伴い、旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）等において、事業譲渡により旅館業の営業者の地位を承継する者が提出すべき申請書の記載事項等について定めるもの。

また、一部改正法により旅館業法第6条が改正され、宿泊者名簿の記載事項が変更されることに伴い、所要の規定の整理を行うもの。

2. 改正の概要

1. 旅館業法施行規則の一部改正

- ① 一部改正法による改正後の旅館業法（以下「新旅館業法」という。）第3条の2第1項の規定により事業譲渡について都道府県知事等の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、その営業施設所在地を管轄する都道府県知事等に提出しなければならないこととする。
 - ・ 譲受人の住所、氏名及び生年月日（法人にあっては、その名称、事務所所在地及び代表者の氏名）
 - ・ 譲渡人の住所及び氏名（法人にあっては、その名称、事務所所在地及び代表者の氏名）
 - ・ 譲渡の予定年月日
 - ・ 営業施設の名称及び所在地
 - ・ 旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無及び該当するときは、その内容
また、当該申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならないこととする。
 - ・ 旅館業の譲渡を証する書類
 - ・ 譲受人が法人の場合にあっては、譲受人の定款又は寄附行為の写し
- ② 旅館業法第3条第1項の許可を受けようとする者が都道府県知事等に提出しなければならない書類の記載事項及び添付書類について、当該者が事業譲渡により旅館業を譲り受けた者である場合の規定を削除する。
- ③ 新旅館業法第6条第1項において、旅館業の営業者が備えなければならない宿泊者名簿の記載事項について、「職業」が「連絡先」に改められたことから、所要の規定の整理を行う。
- ④ その他所要の改正を行う。

2. 食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号）の一部改正

- ① 一部改正法による改正後の食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 56 条第 1 項の規定により営業の譲渡により営業者の地位を承継し、同条第 2 項の規定によりその旨を届け出ようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、その施設の所在地を管轄する都道府県知事等に提出しなければならないこととする。
 - ・ 届出者の氏名、生年月日及び住所（法人にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名）
 - ・ 営業を譲渡した者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名）
 - ・ 営業の譲渡の年月日
 - ・ 施設の許可の番号及び当該許可を受けた年月日また、当該届出書には、営業の譲渡が行われたことを証する書類を添付しなければならないこととする。
- ② 食品衛生法第 55 条第 1 項の規定による許可を受けようとする者が都道府県知事等に提出しなければならない書類の記載事項について、当該者が事業譲渡により営業を譲り受けた者である場合の規定を削除する。
- ③ 地位の承継等に関する規定を届出営業者等について準用することを明確化すること
その他所要の改正を行う。

3. 公衆浴場法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 27 号）、クリーニング業法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 35 号）、理容師法施行規則（平成 10 年厚生省令第 4 号）及び美容師法施行規則（平成 10 年厚生省令第 7 号）の一部改正

- ① 2. の①及び②に準じた改正を行う。
- ② その他所要の改正を行う。

3. 根拠条項

- 旅館業法第 6 条第 1 項
- 食品衛生法第 55 条第 1 項並びに同法第 68 条第 1 項及び第 3 項の規定により準用する同法第 57 条第 1 項
- クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）第 5 条第 1 項及び第 2 項
- 理容師法（昭和 22 年法律第 234 号）第 11 条第 1 項
- 美容師法（昭和 32 年法律第 163 号）第 11 条第 1 項

4. 施行期日等

- 公布日：令和 5 年 7 月下旬（予定）
- 施行期日：一部改正法の施行の日